

中近世の禁裏小番と武家昵近衆

田中 曉 龍

はじめに

近世の朝廷や公家社会の実像については、近年多くの研究成果が蓄積され、武家政権との関係を含め、朝廷内の様々な集団や組織、制度等の認識を少しずつ深めてきている。⁽¹⁾

一方、中世の朝廷についての研究も近年多くの研究成果が刊行されるに至っている。⁽²⁾ 中世の公武関係について、例えば水野智之氏の整理によれば、室町期の国家構造の分析の課題の一つとして、朝廷や公家勢力の動向に注目した公武関係の研究が行われ、幕府・朝廷の交渉を主に担った伝奏の評価をめぐり研究が深められたとされる。また、水野氏は「南北朝期の過程で天皇や朝廷権力が実質的な支配権の多くを喪失したことと、織豊期に天皇が国家機構上、重要な役割を果たしていたとの見方は、およそ一致している。したがって、その過渡期にあたる室町・戦国期の天皇や朝廷権力

をどのように評価するかが議論されるべき段階にある。」⁽³⁾と指摘している。

このように、中世から近世への移行期との問題を考えあわせながら、中世の朝廷または公家社会が武家政権とのかかわりにおいていかなる推移を経てその関係が形成されたか、またはその関係にどのような変容があったかを解明していくことが課題である。

本稿では、中近世の移行期の朝廷を、武家政権との関係からいかにとらえていくかという課題について、この時期に制度的変容を抱えながら推移する「禁裏小番」と「武家昵近衆」の二つに着目して考察を試みる。特に、「禁裏小番」と「武家昵近衆」の研究は、室町期、戦国期、織豊期、江戸期と、各時期における蓄積を深めつつも、時期的変容の問題やまたは各時期相互の連続性については必ずしも十分に検討をしてこなかった側面があり、この点

を踏まえて考察し、今後の研究を深めるための一助としたい。

一、中近世の禁裏小番

(一) 禁裏小番にかかわる先行研究

まずは明石治郎氏の研究成果に着目してみたい。明石氏は、禁裏小番の制度について「永享年間に將軍義教の主導の下、一応完成され、廷臣層に定着していった。そして、文安の頃には必要に応じて御前番が小番に副えられるような形となり、……文明初期には内々番として禁裏小番に組み込まれ……(文明八年以後)禁裏小番は内々小番と外様小番のふたつの小番によって構成されるように改まり、その後この形式が継続されていく」⁽⁴⁾(カッコ内は著者が付した)と述べている。

池享氏は、戦国期において太政官会議が形骸化し、摂関家の朝廷政治への不関与という状況のなか、朝廷政治を担ったのが禁裏小番衆、特に弁官などをつとめ、大中納言まで昇進した実務官僚の家柄の中流公家層(名家・羽林)であったことを指摘している。⁽⁵⁾また池氏は、「天皇(あるいは予定者)の母に限るならば、後奈良天皇が勸修寺氏、正親町天皇が万里小路氏、政仁親王が万里小路氏、後陽成天皇が勸修寺氏と、いずれも禁裏小番衆でしかも内々衆の家を出自としている。これは、將軍家・摂関家の子女が通例となる(しかも養子にしてまで)後水尾天皇以降ときわめて対比的である。つまり、禁裏小番衆の家々は、子女を女房として御所

に送り込み、天皇の日常の世話をさせるとともに、皇子女を産ませて天皇家と姻戚関係を結び、さらには天皇の外戚の地位を⁽⁶⁾についたのである。」という指摘を行っている。

一方、母利美和氏は、近世初期の絶家の再興、新家の取り立てなどによる公家数の増加に伴って内々・外様の差替が顕著に行われ、後水尾天皇が、内々衆の中から特に昵懇の者、外様で天皇の寵愛を受け内々に差し替えになった者を「御伽衆」として集団を形成し、その後、近習小番の新設を含めた禁裏小番制度の再編に至る過程を展望した。⁽⁷⁾

本田慧子氏は、内々・外様小番の形態や職務、法度や賞罰の実態を究明し、内々・外様の差替については、勸修寺政頭の妹藤子⁽⁸⁾が後柏原天皇の典侍(後奈良天皇の生母)になったことを背景に正親町・勸修寺・田向・東坊城の四家が外様から内々に差替となったことなどを含め、天皇の近臣や武家伝奏への補任や出自などにより差替が行われたことを明らかにした。⁽⁸⁾

また拙稿では、寛文三(一六六三)年の霊元天皇踐祚の際、後水尾法皇が内々・外様番と別に近習番を設け、天皇の動静にかかわる近習衆を精選して禁中の統制を行おうとしたこと、延宝期に霊元天皇の近臣集団が形成されるにしたがい、内々衆↓近習衆↓議奏↓武家伝奏という一つのコースを経る者が現れ、元禄期の終わり頃には近習小番の独立編成を含め、江戸時代の禁裏小番の制度の確立をみたと結論つけた。⁽⁹⁾さらに後水尾法皇が、霊元天皇の

行動を憂慮し、御側衆（後の議奏）に対して近習衆及び禁裏小番衆の統制を担わせ、幕府も、こうした朝廷の枠組みを重視し、禁裏小番衆の統制を支えたこと（「中院通茂日記」¹⁰ 寛文十一年六月八日条）、貞享四（一六八七）年に靈元天皇によつて制定された壁書が、以後歴代天皇の即位のたびに発せられたこと、禁裏小番の統制法が、公家の不行跡事件が起こるたびに公家の行動規制とセツトで発せられたこと（「内々外様番所記識抄」¹¹）、なども指摘した。

このような成果をもとに中近世の禁裏小番の変遷を整理すると、次頁の表1「禁裏小番の変遷」のように表すことができる。これを概観すると、室町期の禁裏小番は足利義満・後小松天皇の治世に端を発し、¹² 足利義教・後花園天皇の治世で再編され、文安期には内々・外様の二つの小番に編成されて、この枠組みが近世に引き継がれたことがわかる。その後、中世末から近世初期にかけて内々・外様の家の差替が広範に行われる一方、禁裏小番の家から天皇の女房に送り込まれる子女が輩出し、禁裏小番衆の中には天皇の外戚の地位につくとともに、天皇の近臣を形成する者が出た。そして、寛文期、後水尾法皇が靈元天皇踐祚の際、内々・外様小番に加えて近習小番を設け、元禄期に至つて近習・内々・外様の禁裏小番制度の確立をみたことがわかる。¹³

以上のような禁裏小番についての先行研究を踏まえて、幾つかの検討すべき点について、次節で若干の考察を行う。

（二）禁裏小番の制度と変遷についての若干の考察

まずは史料1を次に引用する。史料1「職方聞書并覚書」¹⁴は、正親町実豊（のち議奏・武家伝奏を歴任）が寛文四年に宮廷の職制や作法について記した聞書を、孫の正親町実連から、寛保元（一七四一）年に廣幡長忠が筆写したもので、中近世の移行期の朝廷にかかわる聞書の内容の多くは、三条西実教が実豊の質問に答えたことを書き記している。¹⁵

【史料1】「職方聞書并覚書」

（端書）長忠今案為可事、如此、

加朱点、或珠重ト書加

不審之義、注其子細、

為相知義ハ、不加朱者也、……（中略）

① 一、自正月朔日至十五日、恒御所ノ御盃ニ、於御前内、衆女中

ニ被下天盃……

頂戴メ其マ、忝ナヒト、勾当内侍へ申也、申様少屈メナリ、

高官者少屈ス、浅官ハ深ク屈也、予註、天盃・天酌・御通ナ

トノ御盃ニ御前へマイル事、申口ナトニテ、

② 天盃頂戴モ旧ヲナカリシ也、後花園院ノ御代ヨリ有之分ハ、

伏見殿御子也、帝王院ナリ杯ノ非御子ヨリテ、諸臣

御一等ヲトリ給テ、ヲ忝ナカリテ、靡ケラレン為也、御智謀ナリ、

輕セン歎トヤ、

三大予聞、
後花園院御代儀ヲ万事御吉例ニ被用事也、左様ニ可相分得ト

表 1. 禁裏小番の変遷①

年代	天皇	将軍	できごと	典拠
永徳 3 (1383)	後小松	③義満	義満が「内裏小番事」を厳命する (6/2条)	吉田家日次記
応永 13 (1406)	後小松	④義持	「禁裏番」「禁裏当番」の語が見出せる	教言卿記
応永 23 (1416)	称光	④義持	義持、後小松上皇に因り、禁裏小番の制度を強化 (6/19条)	康富記
永享 2 (1430)	後花園	⑥義教	後花園天皇、6代足利義教による禁裏小番の改編 (5/11条)	薩戒記
永享 6 (1434)	後花園	⑥義教	禁裏・仙洞小番の編成：勤番細則の規定・小番精勤の命令 後小松上皇死去にともない、禁裏小番は仙洞小番を吸収 (11/21条)	看聞日記
嘉吉 3 (1443)	後花園	⑦義勝	「御前番」が見出せる (2/9条)。9/23内裏襲撃事件	建内記
文安元 (1444)	後花園	(空位)	夜間の御前祇候(「昵近御前六人」)が見出せる (4/10条)	建内記
文明 2 (1470)	後土御門	⑧義政	後花園法皇の死後、禁裏小番に一本化する (12/26条)	大日本史料
文明 8 (1476)	後土御門	⑨義尚	「御前衆」15人・「外様番衆」24人 (3/8条)。 内々(「御前」「近臣」)小番が成立し、禁裏小番が内々・ 外様小番の2形式となっていく (4/1条)	親長卿記 親長卿記
長享 2 (1488)	後土御門	⑨義尚	内々・外様小番それぞれの番帳の最も早い例が見出せる (10/4条)	実隆公記
文亀 2 (1502)	後柏原	⑩義澄	内々・外様小番の別を示す番帳 (年頭記)	宣胤卿記
1500～1530年代			<公家の地方在国者の急増>	
天文 19 (1550)	後奈良	⑬義藤	外様衆が副番として内々に祇候するようになり、後奈良 朝後期には、外様衆が内々衆に加わるようになった(2/9条)	言継卿記
永禄 13 (1570)	正親町	⑮義昭	禁裏小番の精勤命令が出る	言継卿記
天正 7 (1579)	正親町		織田信長が禁中北門番・庭中等の警護を禁裏小番衆に命じる	言継卿記
文禄 4 (1595)	正親町		豊臣秀吉は、「御掟追加」により公家が「公儀への奉公 を専らにすること」を明文化した	浅野家文書
慶長 4 (1599)	後陽成		「内々・外様小番衆掟事」が禁中より発せられる	慶長日件録
慶長 8 (1603)	後陽成	①家康	内々・外様小番壁書が出される (9/2条)	慶長日件録
慶長 18年 (1613)	後陽成	②秀忠	内々・外様小番掟が出される	言緒卿記
慶長 18年 (1613)	後陽成	②秀忠	公家衆法度において小番を「無懈怠相勤」ように規定	言緒卿記
慶長～寛文期			<絶家の再興・新家の設立など公家数の増加により急激 な内々・外様間の差替 → 元和期後半に固定化される>	
寛永末年	後光明	③家光	武家伝奏が小番御免となる	職方聞書并覚書
寛文 3 (1663)	霊元	④家綱	内々・外様小番に加えて新たに奥小番=近習小番が編成	菊亭文庫
寛文 10 (1670)	霊元	④家綱	「小番無懈怠可有参勤」に触れる 武家伝奏と御側衆が小番御免	菊亭文書
寛文 11 (1671)	霊元	④家綱	五人衆・近習衆条目により、五人衆が近習衆を統括する ことが規定される	中院通茂日記
貞享 4 (1687)	霊元	⑤綱吉	禁裏小番壁書が制定される→以後、即位時に出されるこ とが慣例となる →霊元院は独自の近臣編成と院参衆の再編を行う	通誠公記 勸慶日記
元禄期	東山	⑤綱吉	近習・内々・外様小番の確立	基長卿記
明治元 (1868)	明治		近習・内々・外様が合一して内番衆となり、内々・外様 の称も廃止 (関 4/21)	山科言成日記

四人衆也年寄ナリ、園大・実豊 仙洞法皇也 被仰也、三大実教卿 被聞曰、
日嗣宮フハシ 御マサスメ、伏見殿家ヨリツカレタレハ、少モ朝家ノ
御吉例トハイハレヌ也、……(中略)

② 一、旧カラ正親町院御宇マテ、名家ノ輩者、御前ニテ御相伴メ
御料理被下儀ハ曾以ナカリシヤ、後陽成院ノ御時ニ、御外
戚ニテ始テ万里小路ノトレヤランカラ、御相伴ナリト、前ニ
ヨリノ言伝ナリ、名家衆キカレハ、イシワルク思ハレント三
大実教曰園大基福・予・千種大有能等聞……(中略)

③ 一、後花園院御代、近者、禁中ノ小番ヲ勤而、非番之時ニ、御
情ニテ院ノ御番ヲ勤メタル也、只今様ニ、誰者院參衆トテ、
其院ノ御番モ、万端之御用ヲモ常ニ相勤テ、禁中ノ小番ヲ不
勤事者、曾以無之事也、三大実教曰 小番ト言す、昔者、大勢
御番ヲ為勤ユヘ、謂大番也、小番ハ、小勢ニテ勤御番ユヘ、
対大番、謂小番也、番所ハ、ソレノニ替リテ大番者、小舎
人・大舎人・瀧口・外記・史・六位ノ藏人・四位・五位非參
議非參議トハ、參議ニ不任ニ位・三位ノ事也 參議・納言・大臣、悉ク為勤ユヘ、謂大番
也、小番者、大臣・六位以下不勤也、其後又六位藏人者、勤
ル事ニ為成、仍今モ勤ル也、……(中略)

④ 一、堂上ノ殿上人、從十五歳勤禁中小番事者、從 後陽成院御宇
始ル也、十五才ヨリ從已前勤ケルヲ、已往者イワフク 學問ヲ仕様ニト
アリ、御許ズルシニテ十五才カラ勤ル也、火用心彼是ト云、尤之事
也、

⑤ 一、武家ノ伝奏ノ御番御免ハ、後光明院ノ御宇ノ始ヨリ始ル也、
法皇御宇三西大納言実条・中院中納言通村 兩伝奏ニテ御番勤仕
也、三西任槐ニシクワイ以後内大臣也 御免、本院御宇三西前右大臣実条・日
野前大納言資勝一人、後光明院御宇始ツカタ、今出川前大納
言経季・飛鳥井前大納言雅宣 乍二人御免、同御宇清閑寺前大納
言共房・野宮前大納言定逸 二人共ニ御免也、新院ノ時同、当仙
洞御宇勤修寺前大納言経広・飛鳥井前大納言雅章 乍二人御免、
予御番法皇仰ニテ御免ナリ、有難候得共、昨今ノ儀ト申、未
若ト申、先相勤度ト申所ニ、達而御許アルニヨリ不勤也、法
皇ヘモ禁中ヘモ御礼申上ル也、法皇ヘハ翌日致伺公申上、禁
中ヘ御半ニテ御免也、則長橋迄御礼申也、伝奏辞退以後御番
飛大雅一・予御免也、承相ニテモナク候ニ、御免忝存候由申
上ル也、達而申セハ飛大江当ルニヨリ御請申タル也、……(中
略)

右、正親町前大納言実豊卿 職方之聞書、從実連朝臣借用、
令膳写校合朱点字、細記端畢、
寛保元年初冬晦 権大納言長忠

右の記述から、次の①〜⑤のようなことを読み取ることができ
る。
① 従来、天盃頂戴はなかったが、伏見宮から即位した後花園天皇
が自己への求心力を高めようと、内々衆を呼び寄せ天盃をとら

せる行為に及んだ。

②正親町天皇の在位（一三五七〜八五年）まで、「名家」の者は、御前にて相伴し、料理をもらうことがなかったが、後陽成天皇の在位から外戚によって「万里小路」が相伴するようになった。

③後花園天皇の在位（一四二八〜六四年）まで、「今」（寛文四年）のように、院参衆と禁裏小番につく者とが区別されておらず、禁裏小番の非番時に「御情ニテ」院の加番を勤めた。小番とは、大番に対する称であり、「小勢ニテ勤御番」という意味である。大臣・六位以下の者たちが勤めることのない小番になった。

④堂上の殿上人が十五才から禁裏小番を勤めるようになったのは、後陽成天皇の在位（一五八六〜一六一一年）から始った。

⑤武家伝奏の禁裏小番の免除は、後光明天皇の在位（一六四三〜五四年）の頃から始まり、（後水尾天皇の在位時）三条西実条・中院通村は小番に勤仕し、（明正天皇の在位時）三条西実条は小番を勤めず、日野資勝は勤仕し、（後光明天皇の在位時）今出川経季・飛鳥井雅宣・清閑寺共房・野宮定逸は小番御免、（後西・霊元天皇の在位時）勤修寺経広・飛鳥井雅章・正親町実豊は小番御免となり、「今」（寛文四年当時）は伝奏から院評定までも小番を免除されている。

まず右の①〜⑤については、一つひとつを史料批判していく必要があるが、少なくとも⑤については、すでに史実として確認を行うことができ、この史料が一方的な立場からのみ記述されたも

のではないことがわかる。⁽¹⁶⁾

③については、明石氏が根拠を示していないものの、「武家の担当する大番が内裏門番役であったのに対して、禁裏小番衆は天皇の近辺および内侍所の警固をおこなっていたのである。」と記していることは異なる理解が示され、「小勢ニテ勤御番」が禁裏小番だったということがわかり、禁裏小番の語の本質的理解が示されている。

また、①〜③を踏まえると、後花園天皇の在位まで、禁裏・仙洞小番の区分が未分離であったが、後土御門天皇の代、禁裏小番に一本化され、さらに内々・外様小番の二形式となっていたことがわかるが、このことは表1を参照すれば、先行研究の理解とも照合できる。おそらくは③の記述についても、概ね信憑性が高いものと考えてよいと思う。

①については、天盃そのものの歴史的考察を必要とするものの、崇光院流の後花園天皇（彦仁）の場合、自己への求心力を高めようと、内々衆に天盃をとらせ、後光厳流の後小松院の後継者として、称光天皇の死後に皇位を継いでおり、かたや將軍義教による昵近衆の形成が進む一方、こうした異例の継嗣は、後花園天皇が自己に対する求心性を一層求め、禁裏小番の再編とともに「御前番」を生み出す背景となったものと考えられる。この動きは、池氏の研究成果と関連し、②の後陽成天皇の代には、「名家」が御前に相伴して料理をもらうことになり、さらには禁裏小番衆が外戚

表 2. 禁裏小番の変遷②

元号	西暦	天皇	内 々			外 様			典 拠
			番	人数	25才以下の小番衆	番	人数	25才以下の小番衆	
長享 2	1488	後土御門	6	16	万里小路賢房 (23)、五条為学 (17)、庭田重経 (24)	10	45	世尊寺行季 (13)、広橋守光 (18)、烏丸冬光 (16)、中院通世 (24)、三条実香 (20)、鷲尾隆康 (4)	実隆公記
文亀 2	1502	後柏原	6	17	鷲尾隆康 (8)	10	29	四条隆永 (25、在澁州)、柳原資定 (8、在国)、日野高光 (内光力、14)	宣胤卿記
永正元	1504	後柏原	6	17	鷲尾隆康 (10)、五辻諸仲 (18)、山科言綱 (19)	10	31	柳原資定 (10)、日野内光 (16)、花山院忠輔 (22)、久我建言 (18)	実隆公記・宣胤卿記
永正 15	1518	後柏原				10	39	木造俊茂 (24)、柳原資定 (24)、平松資遠 (24)、高倉永家 (23)	宣胤卿記
大永 6	1526	後奈良	6	18	広橋兼秀 (21)				実隆公記、言継卿記、二水記、後奈良天皇宸記、惟房公記
大永 7	1527	後奈良	6	20	広橋兼秀 (22)	10	31	久我邦通 (21)、高辻長雅 (13)、姉小路济俊 (22)	言継卿記、二水記、御湯殿上日記
天文元	1532	後奈良	5	12 ?					実隆公記、言継卿記、二水記、後奈良天皇宸記、惟房公記
天文 8	1539	後奈良				10	30	高辻長雅 (25)、町資将 (22)、中院通為 (23)、久我晴通 (21)、葉室頼房 (13)	小番交名
天文 10	1541	後奈良				10	29	町資将 (24)、中院通為 (25)、久我晴通 (23)、葉室頼房 (15)	小番交名
天文 13	1544	後奈良	5	16 ?	庭田重保 (20)、滋野井公古 (25)、五辻為仲 (15)				実隆公記、言継卿記、二水記、後奈良天皇宸記、惟房公記
天文 17	1548	後奈良	5	15	高倉鶴寿丸 (14)、庭田重保 (24)、五辻為仲 (19)	10	27	葉室頼房 (22)	実隆公記、言継卿記、二水記、後奈良天皇宸記、惟房公記、小番交名
天文 19	1550	後奈良	5	14	高倉範信 (16)、五辻為仲 (21)				実隆公記、言継卿記、二水記、後奈良天皇宸記、惟房公記
永禄 7	1564	正親町	5	19	正親町実彦 (17)、白川雅英 (10)				言継卿記
天正 3	1575	正親町	5	17	広橋兼勝 (18)、万里小路充房 (14)、高倉範國 (14)、白川雅朝 (21)、正親町実彦 (23)	10	23	五条為名 (22)、正親町三条公仲 (18)、三条公宣 (7)、西洞院時通 (24)、冷泉為満 (17)、大炊御門経頼 (21)	言経卿記
天正 7	1579	正親町	5	15	広橋兼勝 (22)、万里小路充房 (18)、高倉範國 (18)、白川雅朝 (25)、中院通勝 (24)	9	18	正親町三条公仲 (22)、日野輝資 (25)、西園寺実益 (20)、久我季通 (15)、中御門宣光 (11)、冷泉為満 (21)、大炊御門経頼 (25)	言経卿記
慶長 4	1599	後陽成	5	18	三条西実条 (25)、*高倉千地丸 (永慶：9)、正親町三条実助 (12)、四辻季継 (19)、庭田重定 (23)、	5	26	藤波種忠 (13)、竹内孝治 (14)、徳大寺実久 (17)、柳原資俊 (16)、阿野実頼 (19)、六条有清 (25)、坊城俊昌 (18)、三条公広 (23)	言経卿記
慶長 5	1600	後陽成	9	18	正親町三条実助 (13)、四辻秀継 (20)、庭田重定 (24)、甘露寺経遠 (25)、持明院基久 (13)、*山科言緒 (24)、	9	28	藤波種忠 (14)、竹内孝治 (15)、徳大寺実久 (18)、柳原資俊 (17)、阿野実頼 (20)、坊城俊昌 (19)、*飛鳥井雅賢 (17)、日野資勝 (24)、三条公広 (24)、*西洞院時直 (17)、*西園寺公益 (19)、*烏丸光広 (22)	言経卿記、世上騒動につき加番
慶長 12	1607	後陽成	5	22	滋野井冬隆 (22)、正親町三条実有 (21)、中院通村 (20)、今出川官季 (14)、万里小路孝房 (16)、藪嗣良 (15)	6	31	堀川康満 (16)、柳原業光 (13)、竹内孝治 (22)、飛鳥井宗勝 (22)、清閑寺共房 (19)、竹屋光長 (12)	言経卿記
寛永 11	1634	明正	5	31		5	33		資勝卿記
寛永 12	1635	明正	4	16	藪嗣孝 (17)、松木宣順 (24)、正親町実豊 (17)、正親町三条公高 (17)、葉室頼業 (21)、中御門宗信 (18)	4	21	七条隆修 (24)、大炊御門経致 (23)、千種有能 (21)、四条隆術 (25)	日野大納言資勝卿記抄
寛永 18	1641	明正	5	25	藪嗣孝 (23)、三条西実教 (23)、園基福 (20)、正親町三条公高 (23)	5	36	久我広通 (16)、久世益道 (17)	横田信義個人蔵史料

となつて近臣集団を形成したとみることができると。

④に関しては、前頁の表2を見てみたい。表2は、十五世紀末、十六世紀前半の禁裏小番の番組表の記載が確認できる史料をもとに、その変遷を表したものである。⁽¹⁸⁾表2には、内々・外様別にその番数と人数、二十五歳以下の公家の場合には氏名を記入した。そして、氏名の次の()内には年齢を記し、*の付した者は父子で禁裏小番に勤務したことが確認できる者である。この表を見ると、十五世紀後半以降、内々・外様小番がそれぞれ五番十五、二十名程、十番二十、三十名程の編成で推移し、十六世紀末以降に五番二十名前後、五番二十、三十名の編成となつていったことがわかる。

そして④の事実確認としては、十五世紀末の禁裏小番にも、十五歳以前の若い公家、兒が禁裏小番に組み込まれており、後陽成天皇から始まつたとする事実の確認をすることは難しいが、ただ後陽成天皇の代には、それまでとは異なり、十五歳以下の者も含めた若い公家が内々・外様小番に積極的に多数編入されていたことが顕著に読み取れ、父子ともに禁裏小番につとめることとなつた実態がうかがえる。この禁裏小番の番組表がどこまで実態を伝えているか、別途検討が必要とされるが、慶長期における、若公家の禁裏小番の編入が④の記述の背景となつていたものと思われる。

こうした点では、②の記述とあいまって、「名家」を中心とする

実務官僚の公家たちがその子息とともに禁裏小番に組み込まれ、天皇の近臣集団として重用されていったことがわかる。

すでに本田慧子氏が明らかにしているが、「宣順卿記」⁽¹⁹⁾慶安四年正月十日条には「当近臣当時内々ト云之事、自故大納言殿資胤卿、子細ハ、故大納言殿尚良卿、自幼少九歳童形昼夜依召仕也、本院御三才ヨリ」と記されており、中御門尚良が後水尾天皇に仕え、子資胤が幼少の九歳童形から昼夜召し仕えて、孫宣順は内々衆(近臣)となつており(中御門は元和七年正月十日に内々となつている)、天皇の兒をつとめ近臣となることで、外様から内々へと差替られていることが知られている。

また、「後水尾院當時年中行事」⁽²¹⁾には、「日野・烏丸・柳原は外様なれど、常の御所^{常御所日御座清涼殿替}二所にて三ツ名なり」にて御対面あり、……是ハ外様なから内々をうけたる心なり、此中日野ハ武家の伝奏に定められて後に内々におほし加へられて右の内へいらされ共近き比までの事なれハ、三人の名をはあけたるなり」(傍線部は筆者が付した)と記され、この記述を踏まえると、後花園天皇以降正親町天皇までは讓位が行われず(上皇が不在のなか)、文明年間に内々・外様の二つの禁裏小番の形式が整い、それが固定化する傾向になり、職事出身者を中心とする天皇の近臣の存在が顕在化し、日野・烏丸・柳原は奥向での対面を許され、外様ながら内々の待遇を受けるという近臣集団を形成したことがうかがえる。

ここで次の史料2を引用する。寛永八(一六三一)年明正天皇

と烏丸光広の対面をめぐって議論がされている内容を、武家伝奏
日野資勝が記したものである。

【史料2】「資勝卿記」寛永八年十一月二十五日条

長橋殿より兩人へ文給候て、烏丸中納言はいかに御対面之義御

談合ニ候間、(三条殿宛)三条殿へ遣申候、跡より主水ヲ遣申、内々にて御

対面之義候歟如何可有御座哉、御対面之様ニト申遣候へハ、三

条ハ別ニ御返事申候間、此方よりも別所存之通可申入由也、

長橋殿へ参候て、(日野資勝)烏丸・予兩人之殊ハ昔より外様にて内々ヲか

け申、御別段ノ折節も致伺公候也、外様衆ニハ替り申候間、御

対面も御座候様ニト存候へとも、三条被申候通を別段ニ申入候

事如何之間、同前に被仰入候様ニト右京大夫殿へ申候、……直

ニ烏丸中納言殿へ参候て、右之様子物語候、

三条ハ、ほん内々衆ノ外ハ御対面ハ御無用候由被申上候、奏慶

も今度初之事候間、御無用とや、転法輪も首外様にて内々をか

け被申候へとも、度々ニハ対面ハ無之由被申上候也、右之通ニ

候間、権大納言殿へ御申入候て、(東福門院)国母様より御理候ニ可然候ハ

んと申候へハ、則烏丸中納言国母様へ伺公候て御理被申上候て

相濟、三条殿ト長橋殿へと権大納言より文御やり候、烏丸ハ外

様・内々ヲカケラレ、其上昵近ノ事にて、余人トハ替候間、御

対面之様ニト、国母様仰候由にて相濟申候へ共、三条ハ未合点

なく候へとも、御対面之由承候、

烏丸中納言、国母様へ伺公之中ニ、振舞事相濟申候、中納言東

帯、山科内蔵頭衣文也、烏丸中事三ツ盃参候、酌三十続甲斐三
献如常、

右の記述によれば、寛永期の烏丸・日野は外様でありながら、「内々・

外様を掛け持つて」特別な待遇を得ていたことがわかる。三条西

からは対面無用と主張されるが、東福門院の仰せで、「外様で内々

を掛け持ち、かつ昵近衆ということ」烏丸の対面は叶った。日

野・烏丸の事例はやや特別な点があるが、当該期の場合、内々・

外様を兼ねるような存在も留意して考えていく必要がある。これ

はその後、近習・内々・外様小番へと確立していく過渡期とも考

えられ、内々・外様より人物を選ばれて近習へと登用され天皇の

近臣集団を形成する前提となったものと考えられよう。

このように、中世においてもともと自らの社会を維持・再生産

する一つの装置として成立した禁裏小番制度は、内々・外様両者

の頻繁な差替を経ながら近世へと継承され、近世後期にはその区

別が固定化していった。最後に、江戸幕府のもとで禁裏小番がい

かに適格的に位置づけられていったかを確認しておきたい。

禁裏小番にかかわる結改や、勤務の精励や規則を令する法制は

中世においても、室町將軍が罰則を付して定めていた(將軍義教

の場合、違反した者は所帯の没収などの処罰を規定した)(23)。そし

て、近世に入り、いわゆる「内々・外様小番掟」が数度にわたっ

て発せられたが、なかでも注目される法度が慶長十八(一六一三)

年、江戸幕府によって発せられた公家衆法度である。

この法令は、家業への精勵（「公家衆、家々之學問、昼夜無油断様、可被仰付事」）とともに、禁裏小番への精勵（「昼夜之御番、老若共ニ無懈怠相勤、其外正威儀相調、伺候之時刻、如式目參勤仕様、可被仰付事」）のほか三か条が発令されたものである（『言緒卿記』²⁴慶長十八年七月十二日）。禁裏小番にかかわる条文の「式目」とは慶長四年八月や同八年九月、同十八年四月に出された内々・外様にかかわる法令を指すものと思われるが、要は朝廷側の論理を組み込んだ中世以来の「内々・外様小番掟」の順守を内包し、末尾に「右条々相定所也、從五撰家并伝奏、其届有之時、可行武家之沙汰者也」と記され、撰家と武家伝奏による朝廷統制を規定し、「武家之沙汰」は江戸幕府が処罰を行うということを明記したものである。そして、元和三（一六一七）年には公家・門跡に領地宛行状が一斉に出されることとなり、ここにおいて公家が將軍から拝領する知行と、家業及び禁裏小番を含む朝廷への勤役とが不可分のものと認識されたことになる。

二、中近世の武家昵近衆

（一）昵近衆にかかわる先行研究

明石治郎氏²⁶・高田星司氏²⁷・家永遵嗣氏²⁸らの研究成果によれば、公武交渉に従事する公家は伝奏に限らず、義満く義教期における家司・家礼などの側近公家衆が公武交渉の担い手となったこと、義政く義材期においては、後土御門天皇の近臣が朝廷の実務官僚

としての役割も担ったこと、などが明らかにされている。このように、朝廷の実務官僚が公武交渉の遂行を担った役割が徐々に明らかになっているが、そうした実務官僚の集団として近年着目されているのが武家昵近衆（以下、昵近衆とする）である。

中近世の昵近衆をとらえる上での基本的な理解となっているのが、次の史料3の記述である。史料3の記述は、昵近衆の起源を義満期に求めているが、滝澤逸也氏は、義持期く義教期に昵近衆が他者との区別が進行し、義政期にその参賀の日程が固定化し、「内々」を形成したとして、実質的には義教期以降に昵近衆が成立したととらえている。²⁹

さらに滝澤氏は、昵近衆が「公武融合政治機構」の実務官僚にあてはまり、その形成は武家儀礼の形成（室町幕府的階層秩序の形成）と時を同じくして、將軍との親疎関係に基づいて、義持期に「外様（西衆）」（撰家・清華）、「内々（東衆）」（昵近衆）の差別化がなされたこと、昵近衆は將軍の出行に供し將軍参内時の三献召出しにあずかり、執奏申次として武家伝奏を補佐し公武交渉に関与したこと、「公武融合政治機構」の実務官僚に該当したこと、昵近衆の室町第参仕は、執奏申次行為や公武交渉の遂行、諸行事の出任、文化的な活動、有事に際しての室町第出仕などがあつたこと、などを詳細に明らかにしている。

【史料3】「雲上当時鈔」³⁰

禁裡御番之事

凡諸家中毎日夜替々御参番あり、但近習・内々・外様の差別ありて、古来内々の御家・外様の御家格別なる故に、具に左に記す、近習と云は御前近く参り給ふ也、内々の中よりも、外様の中よりも、其人によりて召出さるゝ事なれば、其家によるへからず、……撰家の御方は、御官位の浅深御年齢によらず、御参番と云事なく、清華より以下の家々参番し給也、然れ共大臣に任らるゝの御方、或ハ極老の人、又は時議により、其人によりて、御参御免の御方あり、先ハ大臣たる御方ハ、御参番なし、……凡近習・内々の人は、毎年正月十八日の舞御覧……六月十六日嘉祥……七月の目出事……等の時、召さるゝ也、……御勤番之事、諸家ノ御嫡男、元服の後、十五歳より御参番なり未元服、謂之童体、又云童形、元服之時任官聽昇殿等也、但童体ノ間、殿上ニ勤仕ノ方アリ、是其人ニ依テ、召出サルル也、御番ト云ハ元服ノ後、十五歳ヨリ参勤アル事ナリ、十歳に至て、父子御参勤あれば、方領といひて毎年百俵宛拝領なり父不参番、父御現在之間者如是……

昵近衆之事

昵近衆と云て、諸家の中に十七家あり、將軍家へむつび、ちかづき給ふ事なれば、大樹公御上洛などあれば、別して御執持あり、此例によりて、関東より御使京上の時も、御執持ある也、兼又関東御法事御代々之御年忌等ヲ云あれば、此家々より、各贈經奉納の使ヒ、江府へ下向して、大樹公へ御目見、白銀等拝領して歸る、是昵近衆の規模とせらるゝ也、凡昵近の起ハ、足利家の將軍鹿苑院殿義満公のころよりはしまる歟、広橋儀同兼宣公は勝定院殿

義持公也義満公ノ男の昵近なりと云事、或本に見えたり、豊臣太閤秀吉公の、菊亭の右府晴季公へ懇遇し給ふは、此類にあるべからず、すべて將軍家を奉称公方も、北山殿鹿苑院殿義満公也のころよりいへるなるべし、

- 日野 烏丸 広橋 柳原 飛鳥井 高倉 三条西 勸修寺
六条 四条 堀川 舟橋 梅園 橋本 冷泉上 山科
土御門

史料3「雲上当時鈔」は、昵近衆の項に禁裏小番の項を並記しており、内々・外様の差替についての言及はないものの、小番御免や方領の制度についての言及があり、禁裏小番の基本的な理解について一助となる記述である。一方、昵近衆の項は、後に述べる通り、概ね基本的な理解について大幅な誤りは認められず、やはり昵近衆について認識を深める貴重な史料である。

近世の昵近衆については、特に慶長・元和期を中心に藤井讓治氏が分析を行った。⁽³¹⁾そこでは、慶長八年伝奏が徳川家康の將軍宣下御礼の参内を契機に設定され、伝奏が近世初期の段階では幕府ひとりのものでなく、大坂にも派遣されており、伝奏の独占が幕府の課題で、その後「朝廷の伝奏から武家の伝奏へ」と変容したことを指摘している。加えて、藤井氏は、昵近衆について、慶長八年三月二十五日条の「ちつきんのしゅう」(『御湯殿上日記』)の語を初見とし、徳川家康参内を契機に設定され、その後元和初年までに十四家が成立、將軍の参内や院参への昵近衆の供が慣例

化し独占となったこと、昵近衆は、家康・秀忠に対し年頭の礼や八朔の礼等に出仕し、駿府や江戸へ下向し、諸礼の世界で他の公家と区別されていたこと、昵近衆の創出が幕府による公家衆の分断策となったこと、などを明らかにした。

藤井氏の指摘のとおり、例えば、『慶長日件録 第一』慶長十年四月十日条を見ると、將軍参内時には唐門の外まで送迎して扈從し、御前における將軍の酌を受ける「御通」には昵近衆のみが招かれるのが通例であったことがわかる。

寛永期以降の昵近衆については、すでに拙稿⁽³²⁾で検討したが、その結果、次の諸点を明らかにした。

①寛永期に三条西・橋本・堀川・梅園の四家が加わり、昵近衆十他家として確定した。

②四代將軍家綱以降、昵近衆の活動として確認できるのは、將軍慶弔時の書状や贈經奉納などの儀礼が中心で、將軍宣下の際には、六代家宣以降、祝儀として江戸へ書状を送った（五代綱吉の時は送らず）。

③將軍死去にともなう昵近衆の儀礼は、三代家光Ⅱ贈經と書状とを同時に送った、四代家綱Ⅱ武家伝奏と同様にまず書状を送り、後に贈經奉納した、五代綱吉Ⅱ昵近衆二組で老中・若年寄・側衆・高家に対して書状を出し、その後贈經を送り、將軍の位牌を納めた養源院への参詣・焼香を行った、六代家宣Ⅱ昵近衆二組で老中・若年寄・側衆・高家に対して書状を出し、その後贈

經を送り、養源院への参詣を行った。

④將軍法事にともなう昵近衆の儀礼は、家綱十七回忌や綱吉三回忌など、贈經奉納の使者を差下す先例もあったが、後に幕府側から家宣一回忌法事の贈經奉納が提案されると、納經の経済的負担も重いことを理由に贈經奉納を回避する願いが出されたが、結局、贈經奉納を行うこととなり、幕府側が慣例を無視して昵近衆の儀礼を積極的にそえようとする事例も見られた。⁽³³⁾

以上の先行研究を勘案すると、次頁の表3のごとくまとめることができる。すでに一章でも検討してきたように、名家・羽林の公家が禁裏小番衆の中心となり、かつ天皇の近臣を構成する一方で、大坂方（公家の秀頼への参向が継続していたこと）との緊張関係をもつ徳川家康は、天皇の意思決定にかかわり、朝廷の事務に携わり、儀式の役儀を担う近臣らと交流し、かつ室町期に行われた儀礼を踏襲しつつ彼らを昵近衆として編成することで、朝廷との様々な通路を築いた。その結果、近世における昵近衆の儀礼Ⅱ將軍参内時の昵近衆の供や三献召出・御通、贈經奉納などは、中世の昵近衆の儀礼を踏襲したのである。

第一章と同様に、昵近衆についての先行研究を踏まえて、幾つかの検討すべき点について、次節で若干の考察を行う。

（二）武家昵近衆の制度と変遷についての若干の考察
まず織豊期における昵近衆の問題がある。一般的には信長も秀吉も、室町期の昵近衆を自らの昵近衆としては扱っていなかった

表3. 中近世の昵近衆の変遷

年代	天皇	将軍	できごと	典拠
応永 29 (1422) 正長元 (1428) 長祿 2 (1458)	称光 称光 後花園	③義満 ④義持 ④義持 (空位) ⑧義政	義満に従う昵近衆の始まり 広橋兼宣が義持の昵近であった 撰家・消華家に対する「 <u>近習</u> 」の存在が確認できる 参賀儀礼における内々・外様の区分が見出せる 「 <u>細々伺公之人</u> 」：日野・三条・烏丸・飛鳥井・広橋・中山・高倉・白川→昵近衆の三献召出が義政期に定例化した	雲上当時鈔 雲上当時鈔 康富記 建内記 長祿二年以来申次記
延徳元 (1489) 永正 5 (1508) 永正 14 (1517) 大永 3 (1523)	後土御門 後柏原 後柏原 後柏原	⑨義熙 ⑩義澄 ⑩義植 ⑫義晴	義尚の葬礼に「昵近之衆」が加わっている 室町第で行われる猿楽に「昵近衆」が召し出されている 義植第へ討ち入りの風聞により昵近衆が馳せ参じる 義晴の参内始にあたり昵近衆が三献にあずかり、上冷泉も加わる	宣胤卿記 実隆公記 二水記 二水記
永祿 4 (1561) 永祿 11 (1568)	正親町 正親町	⑬義輝 ⑮義昭	「 <u>根本直近</u> 」：日野・広橋・烏丸・三条・飛鳥井・高倉。上冷泉は「近代譜代」。 参内始の三献に昵近衆が召し出される	後鑑 御湯殿上日記
慶長 8 年 (1603) 寛永 18 (1641) 寛永 21 (1644) 文久 3 (1863)	後陽成 明正 後光明 孝明	①家康 ③家光 ③家光 ⑭家茂	家康参内。武家伝奏が案内、「 <u>ちつきんしゆう(昵近衆)</u> 」は三献召し出しあり (3/25 条) ← 三条西実教が昵近衆に加えられる 橋本実村・堀川康胤・梅園実清が昵近衆に加えられる → <u>昵近衆 17 家</u> が確定 「昵近衆」の称が廃止となる	御湯殿上日記 徳川実紀 徳川実紀 孝明天皇紀

ようだが、これについて少し整理を行っておきたい。

まず立花京子氏は、信長の出陣に従う事例から考えて、「陣参の公家衆」「信長節朔衆」「祇候衆」らの公家衆を、信長と昵近衆との主従関係を未考察と前置きしつつも、「信長昵近衆」と呼称することが可能だと指摘している。⁽³⁵⁾ 立花氏は、足利義昭の昵近衆が信長の昵近衆に取り込まれたととらえ、出陣した信長に随ったとしているが、このように結論づけるには、もともと武家儀礼の形成とのかかわりで成立してきた昵近衆について、信長と昵近衆との儀礼関係について十分な検討を経る必要があると考える。

また、伊藤真昭氏は、参内時の指南役となり故実家の菊亭をはじめ、勸修寺・中山・日野・高倉の五人が、秀吉に相伴を許された『秀吉昵近衆』とでもいうような存在⁽³⁶⁾と述べている。たしかに豊臣秀吉の参内時に扈従し、その他の公家を排除する中で務めを果たしているようだが、室町将軍の昵近衆の儀礼や役割について、なお十分な比較検討を必要としている。これに対して、矢部健太郎氏は、秀吉と公家衆とは主従関係が存在せず、公家衆の政治力保有を否定するべく、今出川晴季が伝奏(勸修寺晴豊・中山親綱)に加わって、『御湯殿上日記』天正十四年二月二日条、豊臣政権の「豊臣伝奏」が成立し、これは「天皇使節」として活動する公家衆が「豊臣伝奏」に一本化されたことを意味すると述べている。⁽³⁷⁾ いずれにしても、史料3の「豊臣太閤秀吉公の、菊亭の右府晴季公へ懇遇し給ふは、此類にあるべからず」という記述は、菊

表4. 『徳川実紀』における昵近衆

元号	月日	昵近衆の記事	備考
慶長8	3.25	禁廷唐門に公卿出迎られ。昵近衆は直に従ひて長橋にいらせらる。	家康將軍宣下拝賀として参内
慶長9	6.10	昵近の月卿雲客御道にむかへ奉る	家康伏見城から二条城へ移る
元和元	閏6.21	御所御参内により。つとめて広橋・・・・・・・・はじめ。昵近の上達部殿上人みな伏見にまかりて供奉つかまつる。	
元和3	6.晦	伝奏の公卿 院の御使。其外昵近の公卿皆参謁す。	秀忠上洛。伏見にて謁見。
元和9	6.25	諸大夫并布衣の侍。烏帽子着の輩若干・・・・・・・・昵懇の公卿・・・・・・・・武家の輩	秀忠参内
元和9	7.13	勅使・・・・・・・・その外昵近の公卿殿上人	(秀忠) 大坂城より二条城に還る
元和9	7.27	勅使・・・・・・・・昵近の公卿	勅使伏見城に参向あり。家光將軍宣下
元和9	8.6	御参内・・・・・・・・昵近の公卿二条の御所にまうのぼり・・・・・・・・昵近の公卿御供して・・・・・・・・昵近の月卿皆御酒給はり・・・・・・・・昵近の公卿二条にもうのぼり。	將軍宣下の拝賀。身固の役し
元和9	8.12	兩御所猿樂御覽あり。昵近の公卿。三家の方々及び諸大名・・・・・・・・	將軍宣下お祝いの猿樂
寛永3	5.20	伝奏并昵近の公卿殿上人山科御霊辺までいでて道北に躊躇す。	秀忠入洛
寛永3	7.12	大御所参内。まづ黎明に施薬院へいらせ給ひ。伝奏并昵近の公卿ここまで御迎に参り。	高倉永慶「御装束を奉り」、土御門泰重「御身固す」、飛鳥井雅宣「御轎御簾」、勸修寺縁広「御沓」、大沢基有「御太刀」
寛永3	7.30	大御所大坂より二条城に渡らせ給へば。昵近伝奏の公卿御迎	秀忠大坂より二条城に戻る
寛永3	8.2	御入洛・・・・・・・・昵近伝奏の公卿及び在京の諸大名。御迎として山科まで出る。	秀忠大坂より二条城に戻る
寛永3	8.5	伝奏・・・・・・・・淀に参りて。御入洛を賀・・・・・・・・昵近の公卿も各参賀し奉る。	秀忠・家光淀城に入る
寛永3	9.6	御所御迎として御参内あり。昵近の公卿。殿上人各前駆せらる。	天皇二条城行幸
寛永7	9.12	中院大納言通村卿。年頃武家の伝奏たりといへども・・・・・・・・別人に命ぜらるべし。日野大納言資勝卿は昵近の内にも。父唯心以来こと更心をつし。つかふまつりしものなれば。伝奏の儀にも用ふべしとの御旨なり。	明正天皇即位。武家伝奏の罷免
寛永9	3.朔	公卿拝謁・・・・・・・・勅使・・・・・・・・院使・・・・・・・・親王。撰家。門跡。清華。昵近衆より納経の使は。	秀忠への正一位・台徳院を贈る勅使
寛永9	7.27	参向の公卿へ麩米百俵づつ。昵近の殿上人へ五十俵づつ遣はさる。	親王・公卿・門跡江戸参向
寛永11	7.12	勅使・・・・・・・・院使・・・・・・・・二丸に引見・・・・・・・・昵近の公卿并国持の輩諸大名各拝謁あり。	家光上洛。勅使二条城に賀す
寛永11	7.18	二条城を出御・・・・・・・・四足門にて昵近の公卿迎へ奉る・・・・・・・・御所御酌にて女房長橋までとふし給ふ。また昵近の公卿もとをしたまふ・・・・・・・・大宮より二条へ御迎・・・・・・・・伝奏。昵近衆も御跡よりまいり。	家光参内。高倉永慶「御衣紋」、土御門泰重「御身固の役」
寛永11	7.28	伝奏并昵近の衆拝賀せらる。諸大名も同じ	
寛永11	閏7.15	伝奏。昵近の公卿及諸大名二丸にて拝賀し奉る	
寛永11	8.朔	二条城より施薬院にならせらる・・・・・・・・三家。四位以上の大名四足門にて拝し奉る。伝奏。昵近。その外公卿殿上人も同じ。	高倉永慶「御衣紋」、土御門泰重「御身固の役」、日野資勝「御簾」飛鳥井雅宣「御沓」

寛永 15	正 .27	公卿饗応猿樂あり。．．．．． 撰家。門跡。華族。昵懇の使者。伶人等みな饗給ふ。	秀忠七回忌法会、公家参向
寛永 15	3.6	参向公卿引見あり。．．．．． 昵近衆．．．．． 勅使。姫君へは 院使はじめ。昵近衆よりも樽代を捧げらる。	13 家が判明
寛永 15	3.16	公卿辞見あり。．．．．． 年頭 勅使．．．．． 院使．．．．． 大官．．．．． 昵近．．．．． その外使者みな禄かづけらる。	13 家が判明
寛永 18	4.27	公卿辞見あり。．．．．． 宰相 (三条西) 実教卿はこと更御前にめして。昵近衆に召加へらるる旨面命したまふ。	公家参向
正保元	正 .28	公卿饗応の猿樂あり。．．．．． 撰家。親王。門跡の使銀十枚。時服二襲づつ。清華。伝奏并勅修寺の雑掌等銀十枚。時服二づつ。昵近の使銀十枚づつ。．．．．． 橋本三位実村卿昵近を謝し。	秀忠十三回忌。公家参向
正保元	4.11	勅使．．．．． 院使．．．．． 歳首の儀例のごとし。．．．．． 堀川宰相康胤卿。梅園中将実清昵近命ぜられしを謝して。	年頭の勅使参向
慶安 4	5.23	公卿の旅館に．．．．． 御使し。．．．．． 御幼年といひ且御喪制により。対面し給はぬ旨のぶ。．．．．． 撰家。親王。門跡。清華。昵近衆納経の使。	勅使日光山に臨み、正一位太政大臣、大猷院を贈る
承応 2	5.3	公卿。門跡辞見あり。．．．．． 撰家并に門跡の使．．．．． 撰家世子の使．．．．． 准門跡の使．．．．． 清華の使．．．．． 伝奏。昵近の使は銀十枚。	公家参向
寛文 3	5. 朔	公卿引見あり。．．．．． 両門 (妙法院・梶井門跡) の院家。家司。医員。撰家。親王。門跡。清花。昵近の使者。．．．．．	勅使・院使日光例幣使
延宝 8	6.11	其ほか撰録。竹園。門跡。清華。昵近の月卿雲客。みな書写の経をおさめ奉らる	家綱法会
天和元	正 .23	勅使。院使はじめ。撰家。親王。門跡。清華。昵近。伝奏のともがら。各使もて納経せらる。	秀忠五十回忌法会
天和元	正 .29	(公卿辞見) 撰録。竹園。清華。昵近の使者。伶人等みな拜し奉り。	
天和 3	5. 朔	(公卿引見) 撰録。竹園。門跡。清華。昵近の使并に女五宮。．．．．．	
元禄 13	5.13	(公卿引見) その他撰録。竹園。門跡。清華。昵近。．．．．．	
宝永元	5.13	(公卿引見) 撰録。竹園。門跡。清華。昵近の使。伶人。工人みなもの奉りおがみ奉る。．．．．．	
正徳 2	11.14	勅使をはじめ公卿参堂あり。．．．．． 撰家。宮門跡。清花。伝奏。昵近の月卿雲客伝経を進薦あり。	
正徳 2	11.15	．．．．． 清華の使は十枚に二づつ。伝奏。昵近の使は十枚づつ。	
正徳 3	10.14	(公卿参堂。納経の事あり) お墓にも参拝して退く。次に撰録。竹園。清華家。ならびに伝奏。昵近の贈経を供せられ。	
正徳 3	10.18	(公卿登城) 撰家。親王。門跡。清花。伝奏。昵近の使。．．．．． みな拜し終り。	

亭は昵近衆ではないとの指摘を行っていることから考えても、豊臣秀吉の昵近衆というところが慎重を期す必要がある。

次に近世における昵近衆にかかわって考察を行う。表4は、『徳川実紀』において「昵近(衆)」の語句が記載されている箇所を抜粋して整理を行ったものである。

これを見ればわかるように、將軍家光の時代までは、昵近衆の頻繁な江戸参向が確認できるが(例えば、寛永十八年八月の家綱誕生では「昵近衆大略下関東云々」と記録されている)⁽³⁸⁾、江戸参向の公家に対する幕府側の儀礼・饗応の制度化や、武家伝奏が担う勅使一行に公家の江戸参向が一本化されるにともない、『徳川実紀』の記述における江戸参向の「昵近(衆)」の語は、徐々に姿を消し、正徳三(一七一三)年の記事が最後になっていることがわかる。

表4の備考欄には、昵近衆が江戸に参向した際に昵近衆が將軍の参内儀礼等における役者の衆として候じ、儀礼を整える役割で特別の待遇を受け、三条西・日野・土御門がそれぞれ「御簾」「御沓」「御身固」の役者をつとめたほか、烏丸の「歌道」、日野の「御沓」、飛鳥井の「御轅・御沓・御簾」、勸修寺の「御沓」、上冷泉の「御装束・歌道」、山科の「御装束」、高倉の「御衣紋」など、昵近衆が様々な役割を果たす事例が確認できる。

また、「昵近衆の記事」の欄を見ればわかるように、江戸城における「公卿拜謁」に関する公卿集団の記述は、天和元年に代表さ

れるように、「勅使。院使はじめ。摂家。親王。門跡。清華。昵近。伝奏のともがら」などと記されることが多い。このことは、前述の滝澤氏の研究にあったように、室町幕府の公家の格付け¹¹「摂家・清華・昵近」(「外様(西衆)」、「内々(東衆)」¹²昵近衆、という差別化)は、江戸幕府の公家の格付け¹³「摂家・親王・門跡・清華・昵近(衆)」に反映されていたことがわかる。すなわち、公家内部では、官位官職体系の区分のほか、摂家・大臣・清華・羽林・名家などの家格の区分、家ごとに担った家業の区分など、様々な差異が認められるが、幕府の側が儀礼の場において公卿集団をとらえる区分としては、室町幕府の枠組みを踏襲しつつ、摂家・門跡、清華と並んで「昵近(衆)」という一つの枠組みを受け継いでいたことがわかる。

最後に、次の史料4を引用する。史料4の寛永九年正月条は、同年大御所徳川秀忠の死去にともなう朝廷の使者派遣の件について、明正天皇の使者として西園寺公益前内大臣、後水尾上皇の使者として中御門尚良権大納言、東福門院の使者として広橋兼賢中納言、の三名の名前があがったこと、後水尾上皇の意思としては日野資勝の名前をあげるが、武家伝奏ということで除かれるべきではないかということ(結果としては正親町三条実有が任じられた)、東福門院は昵近衆の中から広橋兼賢中納言を選出したこと、などを記している。そして、同年四月条は、江戸に下向した公家衆の江戸城登城にかかわり、岩倉具起少将や橋本実村左少将ら殿

上人が將軍御前で「殿上人御相伴」を受けることは是非が議論されたことを記録している。

【史料4】「資勝卿記」⁽³⁹⁾

寛永九年正月三十日

平松殿御出候て (藤川院誌) 相国様去廿四日御他界被成候事、……カハ

カツ丹波守・横山五兵へ兩人、兩伝 奏まで御使にて 將軍様

ヨリ仰ニハ、相国様種々御療治被成候へ共、去廿四日初夜過

ニ御他界之事情、御迷惑被成候由也、禁中 仙洞へ申入候て

可然存候ハ、兩人ノ心得にて申入候様ニトノ御使也、兩人ノ

御使被帰候跡ニ、防州居殘被申候て、江戸へ御弔ニハ (京福間院誌) 禁中ヨ

リハ西園寺前内府可然由候、又仙洞ヨリハ大納言、国母様ヨ

リハ中納言可然候也、長橋殿御局へ、右之様子申入候也、次仙

洞へ伺公申、(三条西実条) 予右之様子申入候処ニ、(白野資勝) 摂政殿廊ノ左ノ間

へ被召候て、江戸へ御弔ノ御使之義御談ニ候間、右之様ヲ申入

候へハ、(板倉重志) 摂政殿仙洞之御使ニ拙子ヲ御ヤトイ可有由被仰聞候間、

御請申上候、然者兩伝奏ハ除候て、防州申候間、猶申聞候て、

御返事可申上候由摂政殿まで申入候へハ、やかに御返事可申入

由也、次 国母様へ伺公申候、御弔申入候、天野豊前守 国母

様ヨリ御使ニハ、(板倉重志) 権大納言殿御申候ハ、昵近之中、広橋中納言

可然由候也、退出候刻、山形右衛門大夫・中嶋主水、板倉防州

へ遣申候、何比勅使之衆下にて可有之由談合、予又仙洞ヨリ御

使ニ可被下由被仰出候、可有如何候也、盃ヲ尋申候処ニ、昵近

第一別而思召故にて可有之間、御請申候へとの事也、二三日中猶罷出候て、可有談合由也、

寛永九年四月廿九日

公家大カタ登城候也、……晚ニ吉良殿御出候而、殿上人御相伴

可有也否を御尋候也、則書付ヲして前内府被遣わ候也、

殿上人事

一勅使 院使 国母御使於 殿中御本書候儀者、別段事ニ候、

但雖御本書候、御相伴之儀者、其儀無之様ニ承候、

一於 殿中殿上人御相伴之事、無之事情歟、但昵近者、自人自

家在之様承及候、於日野家者、本家督理運之様唯心など被申

候、

一惣別於 殿中御前不用三方輩者、御相伴無之事情歟、

寛永九年卯月廿九日

右三ヶ条立候て、吉良上野介殿へ三条殿御渡候也、

前半の四月条では、江戸城登城にかかわる「殿中殿上人御相伴」

について、日野資勝が「殿上人事」を書き付けて三条西実条から

吉良義弥に渡しているが、日野の主張では、勅使・院使・中宮使

であっても將軍の相伴は例がないこと、昵近衆の場合は「人」や

「家」により特別な待遇があり、日野輝資（唯心）はそうした特

別な待遇を得てきたと聞いていること、將軍御前では「三方」を

用いない立場の者は相伴を受けないこと、などとしている。

江戸幕府は、室町幕府における昵近衆の儀礼を踏襲し、將軍の

参内時には、先例に基づく儀礼を行ったことはすでに確認をした通りである。京都における將軍宣下を滞りなく遂行するためには、実務官僚としての役割を果たした昵近衆らの役割は大きく、將軍としての權威を継承するうえで、室町將軍の先例等を昵近衆らから大いに学ぶ必要があった。⁽⁴⁰⁾その後、徳川將軍の上洛が行われなくなった家綱以降は、將軍の慶弔時にもなう昵近衆との儀礼は、書状や贈經奉納を中心に行われた。その結果、近世初頭の昵近衆のもつ儀礼の意義は後退を余儀なくされるが、幕府は近世を通じて自らの權威づけに昵近衆を動員したことも見逃せない。その点では、昵近衆の枠組みは、公家の江戸参向における幕府側の公家衆を把握する枠組みとしてその後も用いられたわけであり、史料4のような記述を勘案すると、昵近衆については、江戸城における昵近衆の儀礼等についての分析も今後は必要とされる。

おわりに

本稿は、多くの先行研究に依拠しつつ、「禁裏小番」と「武家昵近衆」に着目して中近世の移行期の朝廷を考察してきた。そして近世の朝廷や公家社会の様々な集団や枠組みが中世後期の朝廷社会の変容を受け継ぎ、江戸幕府のもとで再編、または再生産され継続していった点に着目して検討を行った。

もともと研究の発端は、中世における、「禁裏小番」と「武家昵近衆」の成立時期がほぼ足利義教期という同一時期に画期をもつ

ていたことから、この二つの事項に着目して、移行期における変容の特色を明らかにすることを重要な課題とした。

中世後期の朝廷が自らの社会を維持・再生産する一つの装置として成立した「禁裏小番」制度は、近世の公家社会において天皇・朝廷へ奉公する役として位置づけられ、それは幕府の法令としてその規制を受けることになった。そして、武家政権に依存しつつも、したたかに自らの權威を維持する一つの装置として機能した「武家昵近衆」の枠組みは、武家儀礼の形成過程に伴って整い、それが近世の公家社会においても再生して江戸幕府の儀礼を權威づける一つの役割を担っていたのである。

今後は、各々の実態をさらに詳細に分析するとともに、特に武家昵近衆については、江戸または江戸城における役割を明らかにすることや、幕末に至る経過とその実態などを究明することが必要とされている。

注

- (1) 橋本政宣『近世公家社会の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）、磯前順一・小倉慈司編『近世朝廷と垂加神道』（ペリカン社、二〇〇五年）、山口和夫「朝廷と公家社会」、『日本史講座第六巻』東京大学出版会、二〇〇五年）、西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』（吉川弘文館、二〇〇八年）、高橋博『近世の朝廷と女官制度』（吉川弘文館、二〇〇九年）、拙著

『近世前期朝幕関係の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）、神田裕理『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』（校倉書房、二〇一一年）、矢部健太郎『豊臣政権の支配秩序と朝廷』（吉川弘文館、二〇一一年）、拙著『近世朝廷の法制と秩序』（山川出版社、二〇一二年）など。

- (2) 池享『戦国・織豊期の武家と天皇』（校倉書房、二〇〇三年）、秋山喜代子『中世公家社会の空間と芸能』（山川出版社、二〇〇三年）、河内祥輔『日本中世の朝廷・幕府体制』（吉川弘文館、二〇〇七年）、菅原正子『中世の武家と公家の「家」』（吉川弘文館、二〇〇七年）、佐々木文昭『中世公武新制の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）、小森崇弘『戦国期禁裏と公家社会の文化史』（小森崇弘君著書刊行委員会、二〇一一年）、遠藤珠紀『中世朝廷の官司制度』（吉川弘文館、二〇一一年）、久水俊和『室町期の朝廷公事と公武関係』（岩田書院、二〇一一年）、市沢哲『日本中世公家政治史の研究』（校倉書房、二〇一一年）、富田正弘『中世公家政治文書論』（吉川弘文館、二〇一二年）など。
- (3) 水野智之『室町時代公武関係の研究』（吉川弘文館、二〇〇五年）、一六八〜一六九頁。
- (4) 明石治郎『室町期の禁裏小番―内々小番の成立に関して―』（『歴史』七六、東北史学会、一九九一年）、一六頁。
- (5) 前掲注(2)池『戦国・織豊期の武家と天皇』三四〜三七

頁。また、池氏は内々・外様の小番の区分は、職務内容から天皇との私的親疎を基準とした家格へと変化し、当主に世襲されることが制度化していったことを指摘するが、明石治郎氏は、外様衆の地位の低下を認めつつも、「内々・外様は必ずしも家格とはなりにくかったのではないか。」と述べている（前掲注(4)明石「室町期の禁裏小番―内々小番の成立に関して―」、一七頁）。

(6) 前掲注(2)池『戦国・織豊期の武家と天皇』、二〇八〜二〇九頁。

(7) 母利美和「禁裏小番内々衆の再編―後水尾天皇側近の動向―」（『日本史研究』二七七、一九八五年）。

(8) 本田慧子「近世の禁裏小番について」（『書陵部紀要』四一、一九八九年）。

(9) 拙稿「江戸時代近習公家衆について」（『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』一五、一九九〇年、のち『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年に再録）。後水尾法皇は、寛文三年靈元天皇の即位に際して、内々・外様小番に加えて近習小番を設け、近習・御側衆（後の議奏）に対して、近習としての心得を発し、かつ近習衆の人選を行わせた（宮内庁書陵部所蔵「葉室頼業記」寛文三年二月二日条、葉一〇〇四）。山口和夫「天皇・院と公家集団―編成の進展と近世朝廷の自立化、階層制について―」（『歴史学研

究』七二六、一九九八年)は、十七世紀以降、院御所の群立にともない、番衆の拡充のために堂上新家の取立が進められ、新旧一三〇家に倍増し、後陽成上皇以降、禁裏小番衆のほか固有の院参衆をもったことなどを分析している。

(10) 東京大学史料編纂所蔵、貴六一六。

(11) 東京大学史料編纂所蔵、四一五六―一七。

(12) 永徳三(一三八三)年六月二日足利義満が自らの命で「内裏小番」を行ったことについては、家永遵嗣氏のご報告による(家永遵嗣「室町將軍と伝奏―足利義満・義持・義教を中心に―」、二〇一一年十二月十九日朝幕研例会報告)。

(13) 山口和夫「天皇・院と公家集団―編成の進展と近世朝廷の自立化、階層制について―」(『歴史学研究』七二六、一九九八年)及び村和明「近世仙洞御所機構の成立について―霊元院御所を中心に―」(『史学雑誌』一一七―三、二〇〇八年)は、禁裏小番衆のみではなく、霊元「院政」下の院参衆についての分析を行っている。

(14) 宮内庁書陵部所蔵、四五七―六四。

(15) 詳しくは、拙稿「宮内庁書陵部所『職方聞書并覚書』について―近世朝廷制度の一側面―」(『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』二〇、一九九五年、のち拙著『近世朝廷の法制と秩序』山川出版社、二〇一二年に再録)を参照されたい。

(16) 前掲注(16)拙稿「宮内庁書陵部所『職方聞書并覚書』について―近世朝廷制度の一側面―」では、この点をさらに検討しているので参照されたい。

(17) 前掲注(4)明石「室町期の禁裏小番―内々小番の成立に關して―」、九頁。

(18) 表2の作成には先行研究の成果をもとに作成したが、本文で触れた研究以外に、次のようなものも参考とした。本田訓代「後奈良朝の禁裏小番について」(『学習院史学』三六、一九九八年)、神田裕理「戦国〱織豊期における朝廷内制度―禁裏小番衆を中心に―」(『日本歴史』六四二、二〇〇一年、のち『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』校倉書房、二〇一一年に再録)、奥野友美「戦国期禁裏小番の様相―内々衆と外衆の検討を通じて―」(『白山史学』四三、二〇〇七年)、横田信義「近世初期の禁裏小番の変遷」(『国史学』一五二、一九九四年)。

(19) 前掲注(8)本田「近世の禁裏小番について」。

(20) 宮内庁書陵部所蔵、柳一五八四。

(21) 『改定史籍集覽 第二七冊』(近藤出版、一九四一年)。

(22) 国立公文書館内閣文庫所蔵、二六三―一八八。

(23) 前掲注(4)明石「室町期の禁裏小番―内々小番の成立に關して―」。

(24) 大日本古記録『言緒卿記 上』(岩波書店、一九九五年)。

- (25) 大日本古記録『言経卿記』慶長四年八月二十四日条(岩波書店、一九八八年)、史料纂集『慶長日件録 第二』慶長八年九月二日条(統群書類従完成会、一九八一年)、大日本古記録『言経卿記 上』慶長十八年四月十一日条。
- (26) 明石治郎「後土御門天皇期における伝奏・近臣」(『中世の政治と宗教』吉川弘文館、一九九四年)。
- (27) 高田星司「室町殿の側近公家衆について―応永・永享期を中心として―」(『國學院雜誌』九五―九、一九九四年)。
- (28) 家永遵嗣「足利義満と伝奏との関係の再検討―伝奏が義満の家礼であることの意味―」(『古文書研究』四一・四二、一九九五年)。
- (29) 滝澤逸也「室町・戦国期の武家昵近公家衆―その構成を中心として―」(『国史学』一六二、一九九七年)。
- (30) 国立公文書館内閣文庫所蔵、一四六一―三四一。
- (31) 藤井讓治「江戸幕府の成立と天皇」(『講座・前近代の天皇 2』青木書店、一九九三年)。
- (32) 拙稿「近世の武家昵近公家衆」(『桜美林論考 人文研究』三、二〇一二年、のち拙著『近世朝廷の法制と秩序』山川出版社、二〇一二年に再録)。
- (33) 「日次記」正徳三年八月二十五日条(国立公文書館内閣文庫所蔵、古三九―六五六)。
- (34) 神田裕理「豊臣秀吉と公家衆の交流―『参礼』を通して―」(『日本歴史』六八七、二〇〇五年、のち『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』校倉書房、二〇一一年に再録、四二九頁)。
- (35) 立花京子「信長権力と朝廷 第二版」(岩田書院、二〇〇〇年)。
- (36) 伊藤真昭「織豊期伝奏に関する一考察」(『史学雑誌』一〇七―一、一九九八年)、七八頁。
- (37) 前掲注(1) 矢部「豊臣政権の支配秩序と朝廷」。
- (38) 「道房公記」寛永十八年八月二十一条(宮内庁書陵部所蔵、九一五―一九)。
- (39) 宮内庁書陵部所蔵庫所蔵、二五八―二六。
- (40) 山本博文「徳川將軍と天皇」(中央公論新社、一九九九年)。
(桜美林大学准教授)